

## 善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和4年2月28日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 金崎大和

### 令和3年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### 記

#### 1 監査の内容

令和3年4月1日から令和3年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

#### 2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課，政策課，総務課，デジタル推進室，防災管理課
市民生活部	市民課，税務課，人権課，債権管理課
保健福祉部	保健課，社会福祉課，子ども課，高齢者課
産業振興部	農林課，商工観光課，営業課
都市整備部	土木都市計画課，建築住宅課，下水道課
委員会等	会計課，議会事務局，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会

#### 3 監査の期間

令和4年1月27日（木）から同年2月8日（火）まで

#### 4 監査の方法

今回の定期監査は、地方自治法第199条第1項及び第4項の規定並びに善通寺市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

#### 5 監査委員の除斥

議会事務局の監査について、議員のうちから選出された金崎大和監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

### 各課共通指摘事項

#### 1 歳出予算執行状況表の表示について

財務会計等のシステムが変更されたため、執行伺いの入力を行った場合に、歳出予算執行状況表の予算現額が、支出負担行為額と執行予算残額との合計額と一致しない事案が発生している。システムを管理している中讃広域事務組合とその原因について協議し、今後の対応を検討されたい。

#### 2 職員の時間外労働について

新庁舎では入退庁の時間を照合するシステムが導入され、職員の労働時間の管理が概ねできる体制が整った。この機会に、データーを活用して、職員の健康管理にも留意しながら効率的に業務が遂行できるよう、また、内部資料の簡素化や会議の効率化等を進め、職員の時間外労働の縮減を含めた、職員のワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革がなされるよう検討されたい。

## **個別指摘事項**

(子ども課)

### **子ども・家庭支援センターの管理運営に関する基本協定書について**

子ども・家庭支援センターのリニューアルオープンに伴い、指定管理者の管理運営のもと令和4年1月4日から利用できるようになった。その基本協定書の「監査事項」の条文において、現在、外部監査は廃止されているのに、条文には記載があるため、今後見直しを検討されたい。

(農業委員会)

### **善通寺市農業委員会規程の公印について**

「善通寺市農業委員長職務代理者印」が善通寺市農業委員会規程に設けられていないので、早急に定められることを検討されたい。

(農林課)

### **土地改良系の技術職員の配置について**

土地改良事業の執行においては、工事施工を伴う業務処理が必要であり、その工事は下半期の11月から翌年の2月に集中しているため、現在、多くの時間外労働が発生している。このような状況を改善するためにも、技師の会計年度任用職員等の配置を視野に入れた対応を検討されたい。